

家事審判・調停の申立てをされる方へ

## 戸籍謄本等の提出について

仙台家庭裁判所（支部を含む。）

申立ての際に提出する戸籍謄本（改製原戸籍謄本、除籍謄本を含む）、全部事項証明書、戸籍附票、住民票の写し（以下「戸籍謄本等」といいます。）については、

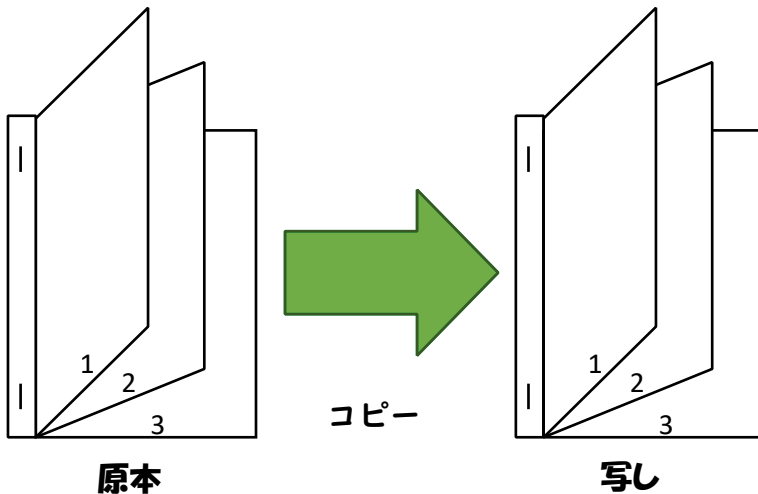
**原本** 又は **写し（コピー）** のどちらかをご提出ください。

\* 写しを提出する場合は、下記の留意事項をよく読んで、正確な写しを作成してください。

\* 一度裁判所に提出された書類は、原則としてお返しすることができません。

### 写しを提出される方へ（留意事項）

#### 【コピーの取り方・綴じ方】



※申立前にコピーをご準備の上、提出してください。

（裁判所の職員は、コピーをすることはできません。）

※全てのページをコピーしてください。手続に関係のない人しか記載されていないページも含めて全てのコピーが必要です。

※原本と同じように、ステープラー（ホッチキス）で綴じてください。

※その他詳細については、別紙「Q&A集」をご参照ください。

#### 【コピーの悪い例】

**×両面コピー**    **×拡大・縮小**    **×かすれ・欠け**    **×落丁・乱丁**

- ・両面コピー、拡大コピー、縮小コピー、2in1、4in1などはせず、原本の形状通りにコピーしてください。
- ・かすれや欠けはないか、記載内容が正しく読めるか、確認してください。
- ・ページの抜け落ちや重複がないか、正確な順序で並んでいるか、別の戸籍のコピーや関係のない書類が混ざっていないか、確認してください。



コピーが不鮮明な場合など、記載内容を正しく読めない場合には、あらためて正確な写しの提出を求めることがあります。また、担当裁判官の指示により、原本の提出を求めることがありますので、裁判所の審理が終了するまで原本は大切に保管してください。